

令和7年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 東山児童館第二学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「－：該当しない（評価の対象に当てはまらない）」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など）をコメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	東京都放課後支援員認定資格研修を受講し、入社時においても社内研修で支援員の役割やマニュアルの読み合わせを行っている。 また、職員ミーティングで放課後児童クラブ運営方針の趣旨を適宜確認し、職員間で共有認識を図り理解に努め、運営を行っている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	放課後児童支援員認定研修の内容について適宜職員ミーティングで振り返りを行っている。保護者の就労支援とともに、子ども達が安全で安心できる生活の場として、育成支援の推進に努めている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	子どもたちが安心安全に過ごせるように、環境整備を行い、子どもの主体的な遊びや生活ができるように、子どもたちの意見を聞きながら一緒に育成支援を行っている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○	保護者には、お迎え時や電話、個人面談でこどもの様子をお伝えしている。さらに連絡帳でも様子をお知らせしていくようにする。学校とも在籍児童の情報共有を行い、一緒に成長を見守ることができている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○	育成支援に必要な知識の習得や技能を向上させるために、様々な研修に参加している。また、補助員に対しても共有と指導を行っている。多様な研修に参加し、知識を深め、自己研鑽を行っている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行うため、自治体や社内の研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	日々のミーティングで行動規範の確認を行っている。社内研修や法人内でやっている自己の振り返り等により職員間で育成支援について話し合い、向上に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○	研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実へ努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	苦情対応マニュアルに基づき対応する仕組みが整っており、児童用アンケートや保護者用アンケートを設置し、意見があった際には真摯に受け止め迅速に対応し、自治体へも報告する体制がある。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	日々の職員間でのミーティングではこどもの様子を共有し、事業後には、保育や事業の振り返りを行い内容の向上に努めている。
	(2)研修等	○	職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ、積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○	利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、ウェブサイトでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの成長発達に応じた生活体験や遊びを考え、一人ひとりに寄り添い育成支援を行っている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	保護者の就労等によってクラブへ参加している子どもが自ら進んで通えるよう、一人ひとりの発達、特徴を理解し、安心して過ごせるよう環境整備に努めている。
	(2)育成支援の留意点	○	育成支援の留意点を充分に理解した上で、年間保育計画を作成し、職員間で確認しながら保育にあたっている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○	障害のある子どもの育成支援について、運営指針に掲載されている法令等を理解し、学童保育クラブでは子ども同士の生活を通して共に成長できるような環境整備を行っている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たった留意点	○	障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫している。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	児童虐待防止に関する法律に児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、小学校やこども家庭センター等、他機関との連携を適切に行うことができるよう、情報収集を行っている。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○	家庭での養育について特別な支援が必要な状況を把握した場合には、他機関に相談したり、スーパーバイザー等を利用し支援方法を探り、適切な指導に繋げるように努めている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たった留意事項	○	配慮を必要とする子どもの対応の留意点について職員間で共有している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○	安心でんしよばとシステムでの出欠確認の連絡や、クラブだよりや個人面談、電話連絡等で子どもの様子について情報共有をしている。
	(2)保護者からの相談への対応	○	日々のお迎えや連絡帳、電話連絡を受ける中でコミュニケーションを取りながら、保護者に寄り添い、信頼関係を築くことに努めている。また、保護者からの相談等には迅速に対応している。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○	おたより、週だよりを通して、子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝えている。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	施設内で子どもの状況や支援の内容を共有し、事前検討を行っている。また、育成支援に必要な事項を保護者にも伝達し、共通理解を図っている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	職員間で役割を分担しながら滞りがないよう業務を実施している。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	トラブルなどがあった際には学校側に連絡を行い、担任と都度電話等にて情報共有をしている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	個人情報や秘密保持について予めルールを確認した上で連携を図っている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	適宜情報共有を行っている。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域や関係機関と連携を図り、よりよい保育になるよう努めている。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	児童館職員と情報共有する場を設け、子どもの様子や現状を話し、子どもの居場所の充実に努めている。

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分			チェック項目	結果	コ メ ン ト
17	衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	手洗い、うがいなど日常的に声掛けを行っている。感染症発生時の対応を予め職員間で確認している。
		(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	セーフティーキーパーを配置し、危険個所の共有や事例を踏まえ、話し合う機会を設けている。
		(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	毎月、避難訓練を実施し、非常時の対応や子どもの安全確保、子どもの人数の確認など適切な対応ができるようにしている。
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	安心でんしゃぼとシステムで、保護者への連絡や子どもの来所、および降所時の通知を行っている。また、適宜、登所時、降所時の見守りもやっている。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分			チェック項目	結果	コ メ ン ト
18	施設及び設備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	子どもが安全に過ごせ、遊び等の活動を行うことのできる専用の育成室で保育している。
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	求められる機能を果たすための設備や備品を工夫し、備えている。
19	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	目黒区職員配置基準に基づき配置されている。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	ひとつの支援単位として運営している。
		(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要なとなる時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)		○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は8:00～19:00とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のウェブサイトでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	職員の健康診断やストレスチェック、を実施し、労働環境の適切な整備にあたっている。
25	適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2)情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。